

告白 10

清水勉
弁護士

ひたすら権力を信じ
安心する国民性。



清水勉（しみずつとむ） 弁護士

1953年10月6日生まれ。1985年、司法試験に合格し、1988年、弁護士に登録。薬害エイズや住基ネットに関する訴訟で、行政と渡り合ってきたことで知られる。櫻井よしこ氏、伊藤穰一氏との共著『住基ネット』とは何か？』（明石書店）がある。

警視庁の裏ガネづくりを裁判で2回認めさせる

——1996年7月24日、ジャーナリストの今井亮一さんが警視庁赤坂署の元幹部7人を相手どって住民訴訟を提起します。このときの代理人の1人が清水さんでした。訴訟に至るまでの経緯を教えてください。

清水 きっかけは寺澤さんが月刊誌『噂の真相』（噂の真相）に書いたスクープ記事（1996年6月号）です。それによれば、1993年1月から10月まで、赤坂署防犯課は54人に参考人として出頭してもらい、そのうち44人に合計43万円の旅費や日当を支給したという「参考人呼出簿」を作成していました。ところが、調べてみると、実在しない住所が記載されていたり、（埼玉県）浦和の市立図書館が住所になっている人までいたんです。結局、44人のうち住民票などで実在の人物と確認できたのは7人だけで、しかも、そのうち5人は旅費や日当を受け取っていないと取材に答えました。

この記事に義憤を覚えた今井さんが、1996年5月13日に東京都の監査委員に対し、住民監査請求を行います。しかし、監査委員は「調査をすれば参考人の秘密が害されるおそれがある」として、請求を却下。これを不服とした今井さんは、参考人に支払われたことが確認できた30000円を差し引いた42万7000円が違法な支出にあたるとして、これを東京都に返還するよう求めて提訴しまし



〔今井亮一〕

1954年6月20日生まれ。長年、交通取り締まりの問題点を追及してきた第一人者。派生して、刑事裁判の在り方も問う。著書に、「なんでこれが交通違反なの!？」（草思社）、「裁判中毒」（角川書店）など。

〔住民監査請求と住民訴訟〕

地方公共団体の住民が、不当な公金の支出があると認めるとき、監査委員に必要な措置を求めるのが住民監査請求。その結果に不服があるとき、裁判所に必要な措置を求めるのが住民訴訟。地方自治法第242条の1〜3で規定されている。

〔東京都監査委員〕

5人中1人が警視庁OB。1996年5月13日当時は横山樹・元防犯部長だった。

た。ここから「東京市民オンブズマン」のメンバーである、堀敏明弁護士、谷合周三弁護士、佃克彦弁護士と私が代理人として今井さんを手伝うことになりました。

——住民訴訟はおもしろい展開を見せたんですよ。

清水 法廷が2回開かれたあと、被告側は請求されていた42万7000円に利子を加えた43万円余りを東京都へ納付し、訴訟を終わらせようとなりました。実質的な審理に入れば、公金が違法に支出されたことが明白となるので、それを避けようとしたのです。

しかし、43万円余りが東京都へ納付された証拠として、被告側が提出してきた領収書を調べてみると、「賠償」ではなく「寄付」の扱いがなされていることがわかりました。確かに請求されていたカネと同額を東京都へ支払ったんですが、それは請求されていた原因（公金を違法に支出した）とは無関係。これでは裁判を終わらせることはできません。

続いて、原告側が証拠として提出していた「参考人呼出簿」の認否でありえないことが起こりました。被告側は「認否をしない」と言うんです。裁判は相手方が提出した証拠の真实性を認めるか否かを表明し、それにより争点や進め方が決まります。「認否をしない」では困るんです。もっとも、「参考人呼出簿」を本物と認めれば、違法な支出を自白することになりますし、偽物と主張すれば、実際